

令和2年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和2年12月23日（水） 午前9時から午前10時25分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

欠	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

—	垣内 直人	—	栗山 タカ	—	西元 貞幸	—	清水 洋平
—	大園 和幸	—	高田 裕幸	—	徳田 潤一	—	入佐 哲朗
—	鶴田 勉	—	田村 利秋	—	本村 ヤス子	—	川崎 守
—	上穂木 紀順	—	松元 渡	—	持増 正		
—	永山 智哉	—	藏ヶ崎 俊光	—	有馬 研一		
—	谷口 芳久	—	鬼塚 哲郎	—	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 長友 浩志
 次長兼振興係長 西迫 博
 農地係長 下原 隆二
 主 査 福嶋 雅明
 主 査 井手口 剛
 主 査 関口 実
 主 査 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
 主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地転用の事業計画変更について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
- [報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]
- ・農業委員会として意見や要望について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 西之原 敏男 委員 ・ 新原 晃憲 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録
令和2年12月23日(水) 開会 午前9時 閉会 午前10時25分
鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第9回鹿屋市農業委員会総会を開会します。事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の欠席は中塩屋委員の1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお堀之内委員が途中退席をされます。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号6番の西ノ原委員と、7番の新原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名します。なお、推進委員の総会への出席を求めていますので推進委員に関する案件は退席を求めずそのまま進めていきます。

それでは、議事に入ります。1頁、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第72号、1頁から42頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和2年12月24日です。合計面積は36万1千344.89㎡、うち更新分15万7千884.89㎡、内訳、田4万8千151.53㎡、畑28万9千628.36㎡、樹園地2万3千565㎡です。利用権を設定する者77人、設定を受ける者53人です。始期はいずれも令和3年1月1日です。期間は1年、2年、3年、5年、6年、10年です。次の3頁から25頁は設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番から3番までは設定期間が1年で、賃借権で再設定。次の4番から4頁の9番までは設定期間が2年です。3頁4番は賃借権で新規設定。

次に4頁、5番から9番までは全て賃借権で新規設定。

次に5頁、10番から6頁の14番までは設定期間が3年です。5頁10番、11番は使用貸借権で新規設定。12番、13番は賃借権で再設定。

次に6頁、14番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。次の15番から11頁の35番までは、設定期間が5年です。6頁15番、16番は賃借権で新規設定。

次に7頁、17番から19番までは全て賃借権で新規設定。

次に8頁、20番から22番までは全て賃借権で新規設定。23番は賃借権で再設定。

次に9頁、24番は使用貸借権で再設定。25番から27番までは全て賃借権で再設定。

次に10頁、28番から32番までは全て賃借権で再設定。

次に11頁、33番、34番は賃借権で再設定。35番は使用貸借権で再設定。

次に12頁、36番から15頁の49番までは、設定期間が6年です。12頁、36番から39番までは全て賃借権で新規設定。40番は賃借権で再設定。

次に 13 頁、41 番から 44 番までは全て賃借権で再設定。

次に 14 頁、45 番から 47 番までは全て賃借権で再設定。

次に 15 頁、48 番、49 番は賃借権で再設定。次の 50 番から 25 頁の 80 番までは、設定期間が 10 年です。15 頁、50 番から 52 番までは全て使用貸借権で新規設定。

次に 16 頁、53 番は賃借権で新規設定。54 番は使用貸借権で新規設定。

次に 17 頁、55 番は使用貸借権で新規設定。

次に 18 頁、56 番は使用貸借権で新規設定。57 番は賃借権で新規設定。

次に 19 頁、58 番から 60 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 20 頁、61 番は賃借権で新規設定。62 番、63 番は使用貸借権で新規設定。64 番は賃借権で新規設定。

次に 21 頁、65 番から 69 番までは全て賃借権で新規設定。

次に 22 頁、70 番、71 番は賃借権で再設定。

次に 23 頁、72 番は賃借権で再設定。73 番は使用貸借権で再設定。74 番から 76 番までは全て賃借権で再設定。

次に 24 頁、77 番、78 番は賃借権で再設定。79 番は使用貸借権で再設定。

次に 25 頁、80 番は賃借権で再設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番から 3 番の 1 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 3 頁、4 番から 4 頁、9 番の 2 年もの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 5 頁、10 番から 6 頁、14 番までの 3 年もの 5 件ですが、6 頁、14 番が農業委員会の取決め制限にあたります入佐委員に係る案件を審議します。6 頁、14 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　　6 頁の 14 番は、借人入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　　入佐委員に係る 6 頁、14 番の 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 3 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 6 頁、15 番から 11 頁、35 番までの 5 年もの 21 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 12 頁、36 番から 15 頁、49 番の 6 年もの 14 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に15頁、50番から25頁、80番までの10年もの31件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に26頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 所有権移転について、26頁から31頁です。26頁で説明します。公告年月日は令和2年12月24日、合計面積は6万2千523㎡です。うち田7千747㎡、畑5万4千776㎡です。所有権を移転する者11人、所有権の移転を受ける者11人です。

27頁をご覧ください。1番は、あっせん協議成立。次の2番から30頁の11番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議長 次に32頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、あっせん委員の田中委員に報告をお願いします。

田中 議席番号9番の田中です。1番について報告いたします。

12月2日、譲渡人と譲受人の確認のもと、委員2名事務局職員が同席し、串良公民館細山田分館で、農地のあっせん協議を行いました。譲渡人は鹿屋市の認定農家で経営形態は肉用牛を主としておられます。協議の結果10a当たり30万円の総額91万4千100円で、あっせんが成立いたしましたことを報告いたします。

議長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議成立1件と所有権移転協議成立10件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下原 中間管理権設定については、33頁から42頁です。33頁で説明します。公告年月日は、令和2年12月24日です。合計面積は、8万2千961㎡で、うち田2万4千932㎡、畑5万8千29㎡です。利用権を設定する者21人、利用権の設定を受ける者15人で、全て新規設定であります。始期は令和2年12月31日で期間は6年、10年です。

34頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。1番は設定期間が6年で、賃借権。次の2番から38頁の22番までは、設定期間が10年です。

34頁、2番から5番までは全て、賃借権。

次に35頁、6番は賃借権。7番は使用貸借権。8番は賃借権。9番、10番は使用貸借権。11番は賃借権。12番は使用貸借権。

次に36頁、13番から15番までは全て使用貸借権。

次に37頁、16番は賃借権。17番は使用貸借権。18番から21番までは全て賃借権。

次に38頁、22番は賃借権。

次の23番からは、公社から借人への転貸設定です。23番は設定期間が6年で賃借権。24番から42頁の38番までは、設定期間が10年です。38頁、24番、25番は賃借権。

次に39頁、26番は賃借権。27番は使用貸借権。28番は賃借権。29番、30番は使用貸借権。31番は賃借権。

次に40頁、32番、33番は使用貸借権。次に41頁、34番は賃借権。35番は使用貸借権。

36番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。37番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。38番は次の頁にかけて賃借権。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が34頁、1番の6年もの1件と34頁、2番から、38頁、22番までの10年もの21件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の38頁、23番の6年もの1件と38頁、24番から42頁、38番までの16件ですが41頁、36番が鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

41頁、36番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　41頁の36番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　福元副会長に係る41頁、36番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、許可と決定いたしました。

次に、農業委員会の取決め制限にあたります入佐委員に係る案件を審議します。41頁、37番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　41頁の37番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　入佐委員に係る41頁、37番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、残りの6年と10年もの14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、43頁議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　議案第73号、43頁から47頁です。47頁で説明します。今回は、所有権移転20件、地上権設定1件の計21件です。内訳は、田6筆、5千100㎡、畑23筆、3万3千367㎡、計29筆、3万8千467㎡です。

初めに、43頁です。1番は、田316㎡の贈与です。2番は、畑1千613㎡の贈与です。3番は、田536㎡の売買です。4番は、畑1千37㎡の売買です。5番は、畑1千396㎡の売買です。

次に、44頁、6番は、田1千58㎡の売買です。7番は、畑1千116㎡の売買です。8番は、畑6千659㎡の売買です。9番は、畑2千923㎡の売買です。

次に、45頁、10番は、畑2千382㎡の売買です。11番は、畑1千724㎡の売買です。

12番は、畑6千318㎡の売買です。13番は、田1千451㎡の贈与です。

次に、46頁、14番は、畑2千817㎡の売買です。15番は、田1千237㎡の売買です。16番は、畑551㎡の売買です。17番は、田502㎡の売買です。

次に、47頁、18番は、畑1千695㎡の地上権設定です。5条申請の一時転用と関連であり、営農型太陽光発電施設の設置に伴うものです。設定期間は、一時転用期間と同じ期間で、3年間です。3条許可は5条許可と同時許可になります。次の19番から21番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、47頁、19番から21番までを泊委員に報告をお願いします。

泊 議席番号10番の泊です。去る12月15日、記載の委員と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、47頁の19番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しており、今回、取得する農地は季節の野菜などを栽培するとのことでした。

次の20番と21番は関連がありますので、併せて報告いたします。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等は、義理の父が所有しており、その農機具を借りて作業を行うとのことでした。今回、取得する農地にはさつまいもを栽培するとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました21件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、48頁、議案第74号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第74号、48頁の2件です。

1番は、当初は宅地分譲として計画を進めていましたが、隣接地の高校より駐車場を整備したい旨の打診があったため、当初の宅地分譲の計画を断念することとし、事業継承者へ事業を継承するものです。50頁、5条申請の1番、2番と関連です。

2番は、当初は共同住宅2棟で計画を進めていましたが、コロナ禍により、一部1棟分の事業は断念し、事業継承者へ事業を継承するものです。56頁、5条申請の24番と関連です。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しました、2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、49頁、議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第75号、49頁です。今回は3件で、畑6筆、5千616㎡となっています。1番は山林を整備するもので、農地区分は2の4です。2番は牛舎を整備するもので、農地区分

は農用地利用計画指定用途です。3番は記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、49頁、3番を新原委員に報告をお願いします。

新 原 　　議席番号7番の新原です。去る12月14日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

49頁の3番ですが、申請地は田崎中学校の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、排水対策も十分にする計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、50頁、議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第76号、50頁から61頁です。61頁で説明します。今回は45件で、田5筆、1千881㎡、畑66筆、6万7千572.08㎡、他1筆、556㎡、計72筆、7万9,080㎡となっています。

50頁をご覧ください。1番、2番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

次の3番から53頁の11番までは、鶏舎、管理棟、排水分離層外を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。うち52頁の7番については、持増委員に係る農業委員会の取決め制限にあたります。12番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に54頁13番は、一般住宅、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。転用面積が一般住宅の敷地面積の500㎡を超えていますが、理由書が添付されています。

14番は、貸資材置場、駐車場、残土置場を整備するもので、農地区分は1の3です。

15番は、建売住宅、駐車場、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。

16番は、建築条件付土地分譲、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。これまで宅地分譲については、3種農地の都市計画用途地域内農地に限られており、1種農地や2種農地は建売住宅しか認められていませんでしたが、農地法の運用について改正があり、一定の条件を満たせば宅地分譲が可能となりました。17番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に55頁、18番は、建売住宅、進入用道路を整備するもので、農地区分は1の3です。19番は、牛舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次の20番から61頁の45番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明しましたが、53頁12番が議事参与の制限にあたりますので泊委員に退席をいただき審議します。

（泊委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

下 原 53 頁の 12 番は、泊委員が譲渡人となっており、作業所、資材置場、駐車場を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。以上です。

議 長 泊委員に係る 53 頁、12 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので申請どおり許可意見とします。

(泊委員：着席)

泊委員に係る案件は、許可意見と決定いたしました。

次に、引き続き調査がなされていますので、55 頁、20 番から 58 頁、34 番までを新原委員に、59 頁、35 番から 61 頁、44 番までを牧之瀬委員に、61 頁、45 番を畠井委員に報告をお願いします。

新 原 議席番号 7 番の新原です。去る 12 月 14 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、55 頁の 20 番ですが、申請地は市営田崎団地の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 21 番ですが、56 頁の 22 番も関連がありますので、併せて報告をします。申請地は鹿屋工業高校の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の学校法人で、近くにある幼稚園を移設する計画であり、申請地に園舎、運動場、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 56 頁の 23 番ですが、申請地は川東多目的運動広場の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、カーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 24 番ですが、先ほど説明があった、事業計画変更の 2 番と関連がある案件です。申請地は笠之原小学校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の特定非営利活動法人で、申請地に障がい者就労継続支援施設を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 25 番ですが、申請地は敬愛園の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行された、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の法人ですが、代表者の住所が申請地の近隣にあり、申請地に土木関係の営業所、資材置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 26 番ですが、申請地は南小学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、

他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水対策については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に57頁の27番ですが、申請地は大始良中学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自分が代表を務める鉄工業の法人への貸製品置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に28番ですが、申請地は野里町集落センターの南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の不動産の法人で、申請地に建売住宅2棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に29番ですが、申請地は上野町公民館の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自分が代表を務める建築関係の法人への貸資材置場、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に58頁の30番ですが、申請地は鹿屋中学校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自分が代表を務める障がい福祉サービス事業所への貸資材置場、通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に31番ですが、申請地は徳田脳神経外科の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自分が代表を務める児童発達支援事業所への貸駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に32番ですが、申請地は徳田脳神経外科の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の建設業、不動産の法人で、申請地に賃貸住宅3棟、車庫兼倉庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に33番ですが、申請地は鹿屋運動公園の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に34番ですが、申請地は池田病院の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法

人で、申請地に太陽光発電設備を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

以上、20番から34番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

牧之瀬 議席番号12番の牧之瀬です。去る12月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、59頁の35番ですが、申請地は井ノ上病院の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に36番ですが、申請地は井ノ上病院の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地を一部借り入れて、隣接する事務所の駐車場を整備する計画です。申請地は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に37番ですが、38番も関連がありますので、併せて報告します。申請地は吉ヶ別府公民館の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、雨水排水対策については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に60頁の39番ですが、申請地は東原小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に40番ですが、申請地は串良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅4棟、通路を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に41番ですが、申請地は吾平町の樋之口公民館の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫、駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である

「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 42 番ですが、申請地は吾平家畜集合指導センターの北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地を宅地への進入用通路に整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 43 番ですが、申請地は吾平小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の不動産を営む法人で、申請地に貸家 3 棟、駐車場、通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 61 頁の 44 番ですが、申請地は吾平小学校の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがある第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、35 番から 44 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

畠 井 議席番号 13 番の畠井です。去る 11 月 20 日、記載の 4 名と事務局で農地法第 5 条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

61 頁の 45 番ですが、申請地は鹿屋市東地区学習センターの南に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置する、営農型太陽光発電施設を整備する計画です。申請地では、所有者の農業法人がサカキを栽培する計画です。転用の期間は 3 年間となります。なお、先の総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目の中で、農作物の収量の見込みが地域の平均単収に比べて 2 割以上減少しないこととなっておりますが、これにつきましては、サカキ生産者の営農指導を受けながら、取り組んでいく計画であることから、平均単収を確保する見込みがあるものと判断をしました。また農作業への支障については支柱の高さが 2.2m の計画で、特に農作業に支障はなく、周辺の農地への日照の影響についても、施設と隣接する農地との間に緩衝地を設けるようになっており、悪影響を及ぼすことはないものと思われます。また、雨水排水の処理については排水施設の整備により、流出の恐れがないこと、さらには隣接農地の所有者等の同意も得ていることから、調査員としては、一時転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 45 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、62 頁、議案第 77 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 77 号、62 頁から 65 頁です。62 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 3 件で、畑 7 千 54 m²となっています。次の 63 頁から 65 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、62 頁、1

番から3番までを、倉田委員に報告をお願いします。

倉田 議席番号8番の倉田です。去る12月14日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

62頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は63頁をご覧ください。農振への編入の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を農用地区域に編入し、畑かん事業を利用する計画です。申請地は鶴峰小学校の南に位置し、周辺の農用地区域内の農地に近接する場所であり、農用地区域への編入は支障がないと判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は64頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に牛舎・運動場・ロール置場を整備する計画です。申請地は鹿児島部品本社工場の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は65頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の方で、隣接するアパートの駐車場が大雨で被災したため、申請地に駐車場を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更、農振への編入は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告があった3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、66頁、議案第78号「農地の競売に係る買受適格証明願の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第78号、66頁です。今回は1件で、内容は記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、1番を泊委員に、報告をお願いいたします。

泊 議席番号10番の泊です。去る12月12日に、記載の2名の委員と事務局で、申請者が農地の買受者として適格か、農地法第3条申請と同等の調査を行いましたので報告いたします。

66頁1番ですが、申請者は、市内の酪農農家です。今回、公売に出されている農地を取得した場合は、牛の飼料を作付けすることでした。農機具等も一式所有されており、常時農作業に従事し、農地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることから、調査員としましては、農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議長 報告があった1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。

なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に67頁、議案第79号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

- 下原 議案第79号、67頁です。68頁で説明します。今回は5件で、田1筆、380㎡、畑5筆、1万4千121㎡、計6筆、1万4千501㎡です。全て記載のとおりです。以上です。
- 議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、67頁1番から3番を新原委員に4番、5番を牧之瀬委員に報告をお願いします。
- 新原 議席番号7番の新原です。去る12月14日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、67頁の1番ですが、申請地は笠野原小学校の北東に位置し、平成12年から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は敬愛園の北東に位置し、昭和年代から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は敬愛園の北東に位置し、大始良西ふれあい公民館の南東に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等があり周辺も山林であり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

- 牧之瀬 議席番号12番の牧之瀬です。去る12月15日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、67頁の4番ですが、申請地は鶴峰小学校の北に位置し、昭和年代から住宅への進入敷地として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に5番ですが、申請地は和光学園の北に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、周辺も山林で、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

- 議長 説明、報告がありました5件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、69頁、議案第79号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

- 下原 議案第80号、69頁から107頁です。今回新たに譲渡希望が89頁、226番から90頁、234番まで、次に、賃貸借希望が106頁、209番、210番ですのでお目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

89 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 226 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、227 番を西ノ原委員と谷口委員に、228 番を倉田委員と高田委員に、229 番を木場会長と川崎委員に、230 番を泊委員と松元委員に、231 番を畠井委員と西元委員に、232 番を田中委員と田村委員に、233 番を牧之瀬委員と鬼塚委員に 234 番を寺下委員と持増委員にお願いします。

次に 106 頁、賃貸借希望の 209 番を西ノ原委員と谷口委員に、210 番を福元副会長と入佐委員にお願いします。

次に 108 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、108 頁から 116 頁です。116 頁で説明します。今回は 38 件で、田 4 筆、9 千 139 ㎡、畑 43 筆、7 万 8 千 769 ㎡、計 47 筆、8 万 7 千 908 ㎡です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、108 頁です。1 番、2 番は、中間管理機構への貸出しのため。3 番は、売買のため。4 番は、借り手の変更。5 番は、借り手の都合。

次に 109 頁 6 番は、売買のため。7 番は、借り手の変更。8 番は、売買のため。9 番は、借り手の都合。

次に 110 頁 10 番、11 番は、借り手の都合。12 番は、借り手の変更。13 番は、借り手の都合。14 番は、売買のため。

次に 111 頁 15 番は、借り手の都合。16 番から 18 番までは、売買のため。

次に 112 頁 19 番は、借り手の都合。20 番は、貸し手の都合。21 番から 23 番までは、借り手の都合。

次に 113 頁 24 番から 27 番までは、借り手の都合。

次に 114 頁 28 番から 30 番までは、借り手の都合。31 番、32 番は、転用のため。

次に 115 頁 33 番は、借り手の都合。34 番は、貸し手の都合。35 番、36 番は、借り手の都合。

次に 116 頁 37 番は、貸し手の都合。38 番は、借り手の都合。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、108 頁から 116 頁までの 38 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 9 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の皆さん方から、何かありませんか。

無ければ事務局からお願いします。

局 長 11 月 20 日の第 8 回総会において、有村委員より森林の伐採をしたところが崩壊して、下方の農地に被害がでないように伐採したところの土砂流出、崩壊、排出など何らかの対策を講じるよう農業委員会として意見や要望ができないかとの意見がありました。これを受けまして、市の担当課である農林水産課林務水産係への聞き取りをしたところ、伐採に関しては、農林水産課林務水産係が担当課となっております。年間 900 件程度の申請があるそうです。届出書、確約書、通知書等には遵守事項として「伐採に当たっては、林地の

保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。」「伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者又は伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。」等の記載がされているところです。通知書には留意事項として「伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源かん養、発生しないよう十分留意して行ってください。」と記載されております。

これについては法的に市として、この対策をなさいと強制力はなくできない。

農業委員会からの意見要望として、申請者に別紙で注意喚起文を渡すのはできるのではないか。等の意見をいただきました。

事務局としては、届出書、確約書、通知書等に遵守事項、留意事項の記載があり、法的にも市として、この対策をなさいと強制力はなく厳しいとの見解であるため、農業委員会として申請者に別紙で注意喚起文を渡すことは見合わせたいと考えています。

ただ、委員の皆さんから他にこういうのはどうかというようなご意見があれば、伺いたいと思います。以上です。

議長 長 ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さんからのご意見はありませんか。
新村 4番新村です。

届出をするときに遵守事項にそのような記載がされた確約書が出ているのでありますから、市がその施工業者へこのような災害が出てますよと、復旧しなさいと言ってもいいと思います。これは担当課で対応するものであると思います。

局長 伐採届についての罰則や遵守事項が書いてありますが、届出であって届け出た内容に虚偽や、伐採が起因しての被害であれば、原形に復することを言えるが、自然災害が起因するものであれば言えないところです。今のご意見がありました農林水産課の担当課から施工業者へ言ってくださいと、お伝えしたいと思います。

議長 長 それでは、農業委員会として申請者に別紙で注意喚起文を渡すことは見合わせることでよろしいですか。それでは、農業委員会として申請者に別紙で注意喚起文を渡すことは見合わせることでありますが、今後、良い案があれば事務局につないでもらいたいと思います。

局長 買受適格証明についての提案です。これまで申請者が農地の買受者として適格かどうかを農地法第3条申請と同等の現地調査等を全て実施してきましたが、申請者が認定農業者など、常時農作業に従事している、農機具等も一式所有しているなど農地台帳で確認できるものについては、3条申請と同様に委員さんの現地調査を省きたいと考えています。農地の所有面積が少ない方などは、これまでどおり下限面積等の現地調査を実施する考えですが、その判断は、事務局に一任してもらえないかとの提案です。

議長 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、買受適格証明の現地調査の実施の有無については、事務局に一任してよろしいですか。

「異議なし」

それでは、買受適格証明の申請があった場合の現地調査の有無については、事務局に一任します。

局長 令和3年8月が農業委員会の改選となります。農業委員の募集については、農林水産課が行いますが、明けて2月か3月頃には募集があると思いますので、委員の皆様方の応募、

または地域の方々に農業委員になっていただける方の掘り起こしをお願いいたします。

それでは1月の調査委員を申し上げます。1月13日水曜日、4条5条の調査が郷原委員、持増委員でございます。1月13日水曜日、農振調査が田中委員、有馬委員でございます。1月14日木曜日、4条5条の調査が畠井委員、立元委員でございます。1月14日木曜日、3条の調査が寺下委員、清水委員でございます。1月の総会は、1月22日金曜日の午前9時00分からとなります。

議 長 他にございませんか。ないようですので、これをもって令和2年度第9回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」
(閉 会)